第57回三者協議について(報告)

部落解放同盟中央本部

(1) 弁護団が検察官意見書への反論(新証拠と補充書)を提出(2023年9月)

2023年9月に弁護団は検察官が提出した意見書の誤りを明らかにした新証拠と意見書を提出しました。提出されたのは、9月26日に血液型についてE鑑定人の意見書と補充書、同月27日に、筆跡・識字能力についてのA鑑定人の意見書と補充書、自白についてのJ鑑定人の意見書と補充書、そして、29日に、殺害方法、死体処理についてのK鑑定人の意見書と補充書です。

1、弁護団は、第3次再審請求で、寺尾判決が有罪証拠の一つにあげた血液型の一致について、法医学者であるE鑑定人の意見書を提出しました。犯人と石川さんの血液型がB型で一致するとした根拠は埼玉県警の嘱託医による鑑定ですが、E鑑定人は、この警察医の血液型鑑定の問題点を指摘しました。

また、弁護団は、昨年12月に、30年以上にわたって警察の科学捜査研究所で血液型やDNA型鑑定などの科学捜査に携わってきた元技官の意見書も提出しました。この元科捜研技官の意見書も、犯人の血液型をB型とした警察医の鑑定には数多くの問題点があり、鑑定方法、鑑定結果は妥当ではないと指摘しています。

弁護団は、これら専門家の鑑定によって犯人の血液型はB型と断定できず、血液型の一致を有罪証拠の一つにあげた確定判決に合理的疑いが生じているとして鑑定人尋問、再審開始を求めています。

これに対して検察官はことし3月に法医学者の意見を聴取した報告書とともに反論の意見書を提出しました。

E鑑定人は、警察医の血液型検査で、標準的には2%濃度の赤血球浮遊液を使用して検査することになっているのに、警察医の鑑定では1%のものを使っていることの問題点を指摘しました。(なお、弁護団は、血液型検査をしたのは、鑑定嘱託を受け、鑑定書を作成した警察医ではなく、警察職員が単独で別の日時に一人でしている、ということやその職員の習熟度に多面的に問題があることも指摘しています。)検察官が援用する法医学者の意見は、E鑑定人の指摘を「正論」としながら、死後血液の粘稠度(「ねんちゅうど」、ねばりの度合)が増す場合に赤血球浮遊液の濃度を下げると適切な凝集が起こる場合がある」などとして、薄い濃度の赤血球浮遊液を使った警察の鑑定を擁護しています。

E鑑定人は今回の意見書で、血液の粘性に影響を与える要因や血液を洗浄していることを指摘し、「粘稠度が増すから赤血球浮遊液の濃度を薄くした」などという検察官の主張が成り立たないことを明らかにしています。

また、血液型検査に使う抗体の力価(凝集力)についても、1956年の厚生省の告示で256倍以上の力価のものでなければならないと定められていますが、当時の警察医の鑑定では8倍のものを使って検査しています。

この問題点についても、検察官が援用する法医学者は、「抗体力価の低い血清を用いることはあり得る」「そのような検査の工夫は死後変化を扱う法医学ではあり得る」などと

して、警察医の鑑定を擁護しています。しかし、1974年に科学警察研究所が出した『血清学的物体検査法』という文献でも、検査に使用する血清の抗体力価は256倍以上という厚生省の基準に該当しなければならないと記載されており、検察側法医学者が言うような低い力価の血清を検査に用いるべき場合があるとか、低い力価の血清を用いる「検査の工夫」などということはどこにも書かれていません。警察医の鑑定が血液型の検査で8倍の血清を用いたことは論外なのです。

検察官意見書は、狭山事件における警察医の血液型鑑定についてE鑑定人らが指摘する問題点を否定できず、あえて標準的な検査方法をとらなかった可能性があるという主張をしています。このような検察官意見書が破たんしていることは明らかです。

2, 長年、識字教育の研究・実践にかかわってきたA鑑定人は、証拠開示された取調べ録音テープを分析し、当時の石川さんが、非識字者であり、脅迫状をかけたとは考えられないと鑑定しました。これに対して検察官は、昨年7月、ことし2月に提出した意見書で反論を述べ、証人尋問の必要はないと主張しました。

今回、弁護団は、A鑑定人の意見書と補充書を提出し、これら検察官意見書の誤りを明らかにしました。A鑑定人は、脅迫状では「気んじょ」「いッて」「時かんどおり」のように拗音、促音、長音(伸ばす音)が正しく書けていますが、石川さんが取り調べで書いたものには、「じどをじや」(じどうしゃ)「とたとけい」(とったとけい)、「がこを」「があこを」(がっこう)のように正しく書けていないことを指摘し、当時の石川さんが小学校1年生で習うひらがなの表記のルールを知らなかったことを明らかにしました。

今回提出した意見書でA鑑定人は、検察官意見書に「<u>請求人(石川さん)が拗音や長音を正確に理解しているとは認められない</u>から、取り調べ警察官がこの点について請求人に教示することはあり得ることである」と書かれていることを指摘し、検察官自身も当時の石川さんが小学校1年生レベルの内容を習得していなかったことを認めていることを明らかにしています。

A鑑定人は、現在の学習指導要領で、小学校1年、2年において「長音、拗音、促音、 撥音などの表記ができ」ること、「平仮名及びカタカナを読み、書くこと」が求められて いること、また、石川さんは1939年生まれで、敗戦の年に小学校1年生ですが、戦後 間もない時期の小学校1年生の国語教科書においても、拗音、促音、長音は小学校1年生 で身につけるべきものとされていることも明らかにし、当時の石川さんが小学校1年生で 習うひらがなの表記のルールを身につけていなかったことを客観的に明らかにしています。 当時の石川さんの読み書き能力が小学校1年生終了未満とは言えないとする検察官意見書の誤りは明らかです。弁護団は意見書の中で、石川さんの当時の読み書き能力をふまえて 取調ベテープの録音内容を精査したところ、脅迫状に用いられている漢字を漫画雑誌から 拾い出した、とか、吉展ちゃん誘拐事件を報道で聞いて本件を着想したとする寺尾判決の 認定は成り立たないという指摘もおこなっています。

3, 弁護団は、取り調べ録音テープ反訳をコンピュータを用いたテキストマイニングで分析し、殺害方法の自白が真実の体験を述べたものでないことを明らかにしたJ鑑定を提出し、鑑定人尋問を求めていましたが、これについても、検察官は、新規明白な証拠といえず、証人尋問の必要性はないとする意見書をことし2月に提出していました。弁護団は、

この検察官意見書の誤りを明らかにする J 鑑定人の意見書と補充書を 9 月 2 7 日に提出しました。

取調べ録音の反訳は取調べ警察官と石川さんのやりとりという膨大な文字のデータです。 テキストマイニングという分析手法は、こうした膨大なデータの全体像を把握し、どのような語句を抽出すれば意味のある情報が得られるかを判定し、その語句の出てくる原文を参照して分析するという科学的な手法です。 J鑑定はそのような科学的手法によって、石川さんの自白の変遷が取り調べ警察官の示唆・誘導によるものであることを客観的に明らかにしたものです。テキストマイニングの専門家である J鑑定人の証人尋問をおこない直接説明を受けて、自白の信用性を評価するよう弁護団はあらためて求めました。

また、殺害方法、死体処理の自白が死体の客観的状況と食い違っていることを明らかにしたK鑑定人の法医学鑑定についても、検察官はことし5月に、法医学者の意見を聴取した報告書とともに、証人尋問の必要はないとする意見書を提出しました。弁護団は、この検察官意見書の誤りを明らかにするK鑑定人の意見書と補充書も9月29日に提出しました。狭山事件では、被害者の死体には、背中側と腹側の両側に死斑が現れています。法医学の専門書では、このような「両側性死斑」が現れるのは死後8時間から10時間とされています。有罪判決や自白では、被害者は午後4時半頃に殺害され、その後は仰向け状態だったが、午後9時頃に、うつ伏せ状態で埋められたということになっています。このような有罪判決の認定では両側性死斑は生じないのです。検察官は、死後4時間で両側性死斑が発生したという事例が一つだけあったという非常に古い外国の文献の記述が存在するという検察官依頼の法医学者の意見を引用して有罪判決の認定と矛盾しないと主張しています。弁護団は、『警察官のための死体の取扱い実務ハンドブック』といった最近の専門書も引用し、検察官が援用する法医学者が言うような死後4時間で両側性死斑が発生するなどという見解を採用している法医学書はひとつもないと指摘しています。

検察官意見書は誤りであり、有罪判決の認定や自白が死体の客観的状況と食いちがっていることは明らかです。

(2) 弁護団がスコップ、タオル関連の証拠開示請求について意見書を提出 (10月17日)

弁護団は、10月17日付けで、スコップにかかわる証拠開示請求について意見書を提出しました。スコップが死体を埋めるのに使われたものとする根拠となった埼玉県警鑑識課員の土壌鑑定に関わって、弁護団が求めた証拠開示請求に対して、検察官は応じず、あるかないか答える必要がないと回答し、不誠実、不公正な対応に終始してきました。

弁護団が開示を求めているのは、スコップ付着の土壌鑑定をおこなった埼玉県警鑑識課員を、検察官が事情聴取したときの報告書類などです。この鑑識課員を2011年6月にさいたま地検に呼んで事情聴取したことは検察官も認めており、その際に報告書等の書類が何も作られていないなどということは考えられません。

弁護団は今回の意見書で、鑑識課員を事情聴取した際に作成された報告書や供述調書等の書類があるかないかをまずは裁判所から検察官に釈明を求めるよう要求しました。

また、有罪証拠のひとつとされたタオルの入手可能性について、弁護団は証拠開示を求

めてきました。死体を目隠ししたタオルについて、石川さんがかつて働いていた製菓会社から資料を収集しているはずであることを、根拠を示して開示を求めましたが、検察官は具体的には答えず「不見当」(見当たらない)というだけでした。

しかし、現在、再審請求中のいわゆるマルョ無線事件では、裁判所の勧告で50点以上の 証拠開示がなされましたが、そのなかに、かつて検察官が存在しないと回答していた関係 者の取調べ録音テープがありました。裁判所の証拠開示勧告を受けて、あらためて探した ら発見されたというのです。同事件の弁護団は検察官が開示を求められた資料を検索する 方法、検索する場所に不備があったのではないかと指摘していると報じられています。

狭山弁護団は今回の意見書で、こうしたマルヨ無線再審請求の事例もふまえて、タオル 関連の捜査資料について、検察官の不見当、不存在という回答にもかかわらず、証拠開示 勧告を発令するよう求めました。

(3) 弁護団がインク資料の鑑定請求について補充書2を提出(10月26日)

弁護団は、10月26日に、東京高裁に鑑定請求補充書2を提出しました。

狭山事件では、被害者の万年筆が自白通り石川さんの家から発見されたとして、有罪判決を支える重要な証拠とされました。弁護団は第3次再審請求で、I鑑定人の蛍光X線分析によるインクの元素を分析した鑑定を提出し、石川さんの家から発見された万年筆は被害者のものといえないことを科学的に明らかにしました。被害者が事件当日に書いたペン習字のインクや使っていたインク瓶のインクからはクロム元素が検出されましたが、発見万年筆で書いた数字のインクからは、クロム元素が検出されなかったのです。弁護団は鑑定資料となった①発見万年筆で書いた数字のインク、②被害者が事件当日の授業で書いたペン習字浄書の文字インク、③被害者が使っていたインク瓶の残留インク(いずれも検察庁にある)について、第3者による蛍光X線分析鑑定を裁判所が実施するよう求めました。

これに対しても検察官は鑑定の必要はないとする意見書を提出してきました。検察官は、被害者が万年筆にブルーブラックインクを補充したら、元のジェットブルーインクと混ざることで凝固して、クロムが検出されない可能性があるということを理由の一つとして、インクの鑑定は必要がないと主張しています。そして、その根拠として、ジェットブルーインクとブルーブラックインクを混合する実験をおこなったら凝固したという報告書を提出しています。しかし、弁護団が実験について釈明を求めたところ、実際には、ジェットブルーインクもブルーブラックインクも使わず、まったく別のインクを混ぜたら凝固したという「実験」だったのです。しかも、今回、弁護団が、検察官がおこなったという「実験」と同種のインクを使って再現してみたところ、インクの凝固はおきなかったのです。弁護団はこの再現実験の報告書をあわせて提出し、凝固してクロムが検出されない可能性があるという検察官の主張に理由がないことを明らかにしました。弁護団はまた、被害者がインクを補充する必要性も可能性もなかったことを開示されている関係者の供述調書や捜査報告書を新証拠として提出し、この点でも検察官の主張が成り立たないことを論証しています。そのうえで、発見万年筆が被害者の万年筆と言えるかどうか客観的証拠にもとづいて判断するために、インク資料の鑑定の実施が必要であると主張しています。

(4) 弁護団が事実調べの必要性について意見書を提出(10月20日)

弁護団は、10月20日に、事実調べの必要性についての意見書を提出しました。検察官は、 ことし2月から5月かけて提出した意見書のほかに、昨年7月に意見書を提出し、これまで弁護団が提出してきた新証拠について「新規性」がないなどと反論し、再審開始の理由 にならないと主張しています。

弁護団意見書は、これら検察官の主張の誤りと事実調べの必要性を明らかにするものです。意見書では、証拠の新規性、自白の任意性、捜査の問題について、検察官意見書の誤りを明らかにするとともに、各鑑定人の尋問の必要性を明らかにし、事実調べを求めています。この間、弁護団が提出した新証拠は各鑑定人の意見書など269点になりました。

(5) 第57回三者協議(11月2日)

2023年11月2日、第57回三者協議がひらかれました。東京高裁第4刑事部の大野勝則裁判長と担当裁判官、東京高等検察庁の担当検察官、弁護団からは、竹下、高橋、小野、七堂、横田、近藤、平岡、小島、山本、指宿の各弁護士が出席しました。

事前に開かれた弁護団会議には、部落解放同盟中央本部の西島委員長、赤井書記長がオンラインで、片岡副委員長が直接参加し、あいさつをおこないました。西島委員長は、事実調べを求める世論を今後さらに大きくしていきたいと述べました。

協議では、弁護団から、この間提出した検察官に対する反論の意見書と新証拠について 説明しました。また、鑑定請求補充書2の趣旨を説明し、あらためてインク資料の鑑定の 実施を求めました。

また、タオル、スコップについて証拠開示勧告の発令を強く求めました。

検察官は、今回提出された弁護団の意見書について反論を提出する予定であると述べました。

次回の三者協議は2024年2月下旬におこなわれる予定です。

検察官は、弁護団が求めた11人の専門家の鑑定人尋問とインク鑑定の実施について、すべて必要ないとする意見書を提出、これに対して、弁護団は、この間、スコップ、血液型、識字能力、自白、殺害方法・死体処理について、反論の意見書を提出しました。

これに対して検察官は、再反論を提出する予定としています。事実調べ(鑑定人尋問とインク鑑定の実施)についての判断は、これらの意見を受けてからになります。

引き続き、インク資料の鑑定の実施と鑑定人尋問を求める世論を広げ、署名運動をすすめ、東京高裁に届けることが必要です。東京高裁に事実調べを求める署名は10月末で、52万筆を超えました。さらに、60万、70万と署名を拡大しよう!

また。再審請求における検察官の証拠開示の義務化、再審開始決定に対する検察官の抗告の禁止、裁判所による事実調べなどの規定をもりこんだ刑事訴訟法等の改正(再審法改正)の実現にむけて、国会請願署名もあわせてとりくもう。(狭山パンフ534号参照)